

第150回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和7年11月4日（火）13:30～15:45

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委 員】

佐藤 香（部会長）、久我 尚子、後藤 玲子、富田 敬子

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和

【専門委員】

原 ひろみ、平原 幸輝

【審議協力者（各府省等）】

東京都

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：奥野室長ほか

【事務局（総務省）】

阿南大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：森統計審査官、小森副統計審査官ほか

4 議 題 社会生活基本調査の変更について

5 議事録

○佐藤部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第150回人口・社会統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただき、ありがとうございます。先月、統計委員会委員などの任命替えが行われましたが、それに伴い、この部会の部会長を務めることになりました東京大学の佐藤でございます。よろしくお願いいいたします。

本日の部会はこれまでどおり、こちらの会場とWebの併用で会議を進めていきますが、Webで御参加いただく方につきましては、ネットワークの状況で、途中、声が聞きづらいなど不具合が生じる場合もございます。その場合には、遠慮なくお知らせいただければと思います。

さて、本日から10月31日の第222回統計委員会で諮問された社会生活基本調査の変更について審議を行います。先ほど、統計委員会の任命替えがあったと申しましたが、本部会の構成員については、参考1として名簿をお配りしております。

以前からこの部会の経常的な構成員であった久我委員、富田委員、宇南山臨時委員、そ

して加藤臨時委員につきましては、引き続き御参加いただくこととなりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、今回から新たに後藤委員、原専門委員、平原専門委員が参加されることとなりました。

では、今回初めてとなる方々から順に御挨拶をお願いできればと思います。

まず後藤委員、お願ひいたします。

○**後藤委員** 御紹介にあずかりました茨城大学の後藤と申します。初めてこちらに参加させていただくことになりました。主に利用者としての関わりで、貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**佐藤部会長** どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

では、原専門委員、お願ひいたします。

○**原専門委員** 明治大学の原と申します。よろしくお願ひします。

ふだん利用者として、統計を使わせていただいております。その立場から少しでもお役に立てるようなことがあればと思っています。

大変申し訳ないのですが、今日は早退させていただきますが、どうぞ御容赦ください。今後ともよろしくお願ひいたします。

○**佐藤部会長** お忙しい中、ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

では、平原専門委員。

○**平原専門委員** よろしくお願ひいたします。早稲田大学人間科学学術院で助教をしております平原幸輝と申します。

私は主に社会学の立場から、都市の貧困や格差の研究を行っております。至らぬ点も多いと思いますが、統計データのユーザーとしての目線も踏まえながら、こちらの部会に参加できればと思います。よろしくお願ひいたします。

○**佐藤部会長** ありがとうございます。

本日は委員改選後、最初の部会開催となりますので、統計委員会令の定めに基づき、部会長代理の指名をさせていただきます。

部会長代理ですが、できれば富田委員にお願いしたいと考えておりますが、富田委員、よろしいでしょうか。

○**富田委員** 富田です。至りませんけれども、頑張ってまいります。皆さん、お力添えをよろしくお願ひいたします。

○**佐藤部会長** ありがとうございます。それでは、富田委員、よろしくお願ひいたします。

なお、宇南山臨時委員については、本日は別の御予定のため、14時30分頃から参加されるとの御連絡を受けております。

また、先ほども御発言がありましたが、原専門委員については、この後、別の御予定があり、途中退席されるとの御連絡を頂いております。

以上、よろしくお願ひいたします。

では、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げます。

1点目ですが、審議の進め方です。審議は、これまでと同様に、資料2の審査メモに沿

つて事務局から審査状況と議論すべき論点を説明していただいた後、資料3に基づき調査実施者から論点に対する回答をしていただいた上で、質疑応答という形で進めていきたいと考えております。審議の過程では、説明されている資料や議論になっている資料について、随時、事務局で画面に表示していただきます。

2点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問については、本日を含め2回の部会審議を予定しております。次回部会については、本日の進捗状況によって、実際に開催するか、書面開催とするかを判断したいと思います。

ただし、審議状況によっては、予備日である12月15日月曜日にも開催させていただく可能性がありますことをお含み置きください。

なお、答申案については、12月下旬に開催予定の統計委員会にて、御報告したいと考えております。

最後に3点目ですが、本日の審議は16時までを予定しておりますが、本日は、ある程度まで審議を進めておきたいという思いもございますので、審議の状況によっては、予定時間を若干過ぎる可能性もございます。そのような場合、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

以上よろしくお願ひいたします。

それでは審議に入りますが、資料1、諮問の概要については、先週金曜日の統計委員会の場で説明していただいておりますので、時間節約のため、この場での説明は割愛させていただきます。

なお、本件が諮問された統計委員会において、出席委員からの御発言は特段ございませんでした。

それでは、個別事項の審議に入ります。

まず、審査メモ2ページの報告者数の変更、具体的には調査対象世帯数の変更について審議いたします。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 総務省政策統括官室の小森です。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、資料2の審査メモの2ページの1を御覧ください。報告者数の変更、具体的には調査対象となる世帯数の増加についてです。

本調査では従前から1日の生活時間についての回答方法の違いにより、あらかじめ調査票に設けられた選択肢を選んでいく、いわゆるプリコード方式の調査票Aと、自由記入によるアフターコード方式の調査票Bの2種類の調査票がありまして、今回計画されている令和8年調査においても、2種類の調査票は維持されます。

3ページの図表2の赤字のとおりなのですが、本件申請では、これら2種類の調査票について、調査対象となる世帯数を、調査票Aは8万6,000世帯から9万世帯に、調査票Bは5,000世帯から5,400世帯に増やすことを計画しています。この変更は、3ページの図表2、青字のとおり、実際に回答していただく世帯員数である10歳以上の世帯員数について、前回調査と同様の数を確保するためのものです。

具体的に申し上げますと、前回調査の企画段階における際に利用した平成27年の国勢調査結果の1世帯当たりの10歳以上世帯員数が2.14人だったところ、直近である令和2年の国勢調査結果では2.03人に減少しています。ですので、前回どおりの世帯数に対して調査を行っても必要な世帯員数が得られない。そこで、調査対象世帯数を増やすものです。

なお、令和3年調査においても、前回調査と同様の趣旨の変更をしているところです。

この変更については、1世帯当たりの世帯員数の減少が続いていることを踏まえたものであり、実際に回答いただく世帯員数に変更はなく、調査全体としての報告者負担に変更が生じるものではないことから、おおむね適当と考えております。

ただし、今後も1世帯当たりの世帯員数は将来も減少し続けると見込まれる状況にあって、調査対象となる世帯数を増やし続けるのかどうかに対する見通しを確認する必要があると考え、この点について論点として立てております。

事務局からの説明は以上でございます。

○佐藤部会長 それでは、論点に対する回答について調査実施者から御説明をお願いいたします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 総務省統計局で労働力人口統計室長をしております奥野と申します。よろしくお願ひいたします。

ただ今の論点につきまして、資料3の1ページを御覧いただきたいと思います。論点の枠囲みがございます。そこの2行目でございますが、調査実施の都度、調査対象世帯数を増やす対応が想定される。これに伴いまして、調査に伴う事務負担が将来的にも増えしていくことが考えられるが、このことに対する見通し、認識を問うということでございました。

回答でございます。アにございますけれども、調査対象世帯数の増加による負担について、調査実施者である都道府県にとっては、調査区数の増加による調査員確保、指導において負担が増加すると考えております。

そのため、調査実施者の事務負担について、今回の調査では、まず調査実施前の調査区内の名簿作成事務の簡素化を行い、調査員事務の負担軽減を図ることで、調査員の成り手不足の改善が図れるのではないかと思っています。

また、システムを用いた調査対象世帯の抽出事務の自動化により、都道府県事務の負担軽減が図れると考えております。

更には、オンライン回答の促進による調査員の回収・検査負担軽減や都道府県の審査事務の負担軽減などが考えられます。

このような負担軽減策を講じることによりまして、持続可能な調査となるようにしています。

ウのところで、なお書きがございます。結果精度の悪化の可能性が考えられるため、今回の調査では見送ったところですけれども、将来的には、現状、1調査区当たり12世帯を抽出しておりますところ、1調査区当たり13世帯を抽出することによりまして、調査区数を減らすことは可能であるため、統計の精度確保と調査の持続可能性のバランスや業務の更なる効率化を検討することにより、今後とも持続可能な調査としてまいりたいと考えております。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対して御質問や御意見があればお願いいいたします。ありますでしょうか。

では、富田委員、お願いいいたします。

○富田委員 御説明ありがとうございました。

調査の今後の持続可能性までを視野に入れた調査規模の設計ということで、内容的にはよろしいかと思います。

今回、調査対象世帯数は増加しますけれども、実際に時間の使い方を記載する世帯員数は変わらないという御説明でした。一つ気になったことは、少子高齢化の傾向も長く続いておりましす、これからも、この状況は続くと考えられる状況下において、実際に調査票に記入する返答者の年齢構造のゆがみが、時系列的に出てこないかどうかが少し気になつております。

どうしても高齢者の割合が大きくなっていくことで、得られたサンプルの年齢構成がバイアスといいますか、徐々にゆがんでくるのではないかということが気になるのですけれども、その辺りは御考慮いただいたのでしょうか。もしお分かりになれば教えていただけますか。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 調査の実施に当たりましては、今後とも様々な策を講じまして、例えば高齢者の方であっても、容易に回答できるような仕組みにしたいと思っております。また、20代、30代の若年の方のカバレッジが少し悪いことが一般的にも言われておりますので、そうした方に回答を頂くには、オンライン回答が良いと思っておりますので、各年齢層に応じた調査方法あるいは調査書類の作り方などについて、引き続き検討してまいりたいと思っております。

それでもなお、やはり年齢構成のひずみやバイアスがあるかもしれません。集計のタイミングでは、私どもは男女年齢別のベンチマークを用意しておりますので、それへの比推定で、より年齢構成のぶれがないように、集計上の工夫もしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤部会長 富田委員、よろしいでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。年齢構造の変化の中、計測はいろいろな工夫が試みられているということと理解しました。どうぞよろしくお願いいいたします。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

加藤臨時委員、御意見をお願いいたします。

○加藤臨時委員 ありがとうございます。加藤です。

御提案について特に反対ではないのですが、このように世帯当たりの人数が少なくなつていく傾向は、これからも続いて、これは富田委員と近い話かもしれません。今後、いろいろな形で世帯数の見直しはしていかなければいけないのだろうと思うのですが、やはりずっと他の調査についても、このような形で一定の世帯人員を把握するためには、世帯数を増やしていく。そのような傾向は、他の調査においても同じように考えていくことにな

るのでしょうか。

それとも、もっと下がってきた場合には、対象者の数を見直すことなどもあるのでしょうか。その点について、簡単に教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 回答いたします。

加藤臨時委員の御指摘の前者でございますが、世帯人員を確保するために、やはり世帯数は増やしていくかいいわけないと思っております。しかしながら、今、私が申し上げた資料3のウですけれども、世帯数の増やし方については、いろいろな検討が必要かと思っております。

調査環境が悪化している中で、やはり調査票の回収状況は、どの調査でも下がってきておりますので、そのような状況を踏まえると、世帯人員の減少に併せて調査対象者数を減少させることは、やはり精度的に難しいと思っておりまして、これまでの調査対象人口、世帯人員は確保したいと思っています。

○佐藤部会長 加藤臨時委員、よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 承知いたしました。ありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

今後の見通しという点で御意見を賜りましたが、今回の調査対象世帯数の変更については、特段の御異論はなかったと思思いますので、御了承いただいたものとして整理したいと思います。

続きまして、2番としまして、オンライン回答期間の延長について御審議をお願いいたします。

審査メモ4ページ以降の調査期間、調査方法等の変更について御覧ください。

こちらは具体的な変更事項としては、(1)オンライン回答期間の延長、ページをめくりまして、6ページ、(2)スマートフォン版電子調査票の改善、8ページ、(3)郵送回答を可能とすること等による回収率の向上、以上3項目ございます。それぞれ個別に審議してまいります。

それでは、まず審査メモ4ページの(1)オンライン回答期間の延長について、事務局から審査メモの説明をお願いいたします。

○小森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の審査メモの4ページの(1)を御覧ください。オンライン回答期間の延長でございます。

本調査では、調査員調査と並び、平成23年の調査からオンライン調査が導入されています。報告者は調査実施者から指定された2日間の生活時間を記入することが求められていますが、その「生活時間の指定日」から一定の日数をオンライン回答締切りとして示された上で、締切り時点においてオンライン回答がなされていないものに対して、調査員が訪問し、調査票を回収する方式が取られており、まずはオンライン回答を促す方法を採っております。

本件申請では、「生活時間の指定日」の翌日からオンライン回答締切り期限までの期間を3日間から6日間に延長し、オンライン回答期間に少なくとも1日は、土日が含まれるよ

うにします。

これについては、前々回調査のオンライン回答期間が最短1日間であり、前回調査において3日間に延長したところですが、更にオンライン回答期間の延長を求める要望、平日は仕事で回答できないため、土日を含めてほしいとの要望が多く見られたためであり、オンライン回答を増やすことによって調査員の負担軽減にもつながり、報告者の時間的な負担にも考慮したものであると考えております。

ただし、5ページのエに記載しておりますとおり、あらかじめ指定された日の生活時間の詳細な行動的回答を求めることが本調査の特殊性なのですが、その特殊性を踏まえると、指定日から離れるほど、いわゆる「思い出し記入」（指定日における生活時間の行動内容を後日記入することをいう。以下同じ。）が増え、回答の正確性が低下するとともに、報告者の負担も大きくなる可能性が高まることも懸念されます。

今回の変更は、それらのバランスを考慮して、延長期間に土日が含まれるまでにとどめるとするものであり、現時点ではおおむね適当と考えますが、6日間とした根拠などについて確認する必要があると考えており、これに関連した論点を4つほど立てるとともに、回答の正確性低下等の可能性を踏まえると、期間延長が適切であったかどうかについて、今回調査の実施後に検証が必要ではないかと考えておりますので、併せて御審議いただき、御意見を頂ければと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

論点に対する回答について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 4点ございますので、一つずつ御説明してまいります。

資料3の2ページでございます。1つの論点が前回調査における日ごとのオンライン回答の実績です。

回答ですけれども、オンライン回答の実績につきましては、表1のとおりでございます。生活時間の指定日の翌日が最も多く、オンライン回答をした人の約33%が翌日に回答しています。表1の赤枠を御覧いただくと32.6%と書いてあるものは、今御説明した内容でございます。

次いで、生活時間の指定日の2日後が約24%、3日後が令和3年調査でのオンライン回答期限でございますが、この3日後が約20%となっておりまして、オンライン回答期限を過ぎた4日後は約3.6%、5日後は約1.9%と、オンライン回答期限後は、回答率が一気に下がっていることがうかがえます。

なお、今御説明しましたとおり、オンライン回答率は日を追うごとに低下しておりますけれども、土日は、この表1でございますと、グレーの網かけ部分でございます。土日につきましては、「低下の度合いが緩やかになる」若しくは「若干上昇する」傾向になっております。

次に、論点の2つ目でございます。今、申しました1番目の実績を踏まえたオンライン回答期間の変更の根拠です。

今回オンライン回答期間を3日から6日に延長した根拠ですが、オンライン回答期間について地方公共団体の皆様や世帯から、「回答期間の延長」、「平日は仕事で回答できない世帯も多く、土日を含めてほしい」との要望が多かったことから、少なくとも土日が1日は含まれるようにオンライン回答期間を設定しました。これによりまして、3日から6日に変更します。

また、「オンライン回答期限が短過ぎ、回答期限を過ぎると入力できないと思って回答しない世帯もいる」、「そもそもオンライン回答期限を超過してしまうと、もう回答を諦めてしまう、断念してしまう」という報告もございます。オンライン回答期限が短いと、このようにして回答から脱落してしまう世帯も発生しています。

上記の点を踏まえまして、忙しく、回答期間が確保できない方々の負担軽減を図ることと、またオンライン回答率が向上することになれば、調査員による調査票の回収・検査の事務負担軽減にもつながるため、オンライン回答期間を延長することにいたした次第です。

次のページです。論点の3番目です。変更によるオンライン回答率の上昇見込みです。

3ページの上方の方を御覧いただきますと、オンライン回答率や、そもそも調査票の回収率の上昇見込みについては、世帯のプライバシー意識の高まりや不在世帯の増加による調査環境の悪化など、様々な要因により変動するため、定量的に、どの程度増加するか、上昇するかを分析することは、なかなか困難でございます。オンライン回答期間の延長や電子調査票の改善によりまして、少なくとも前回調査の29.5%よりは高くなるのではないかと考えております。これからも高くするために様々な工夫を講じてまいりたいと思っております。

次は、論点の4番目です。回答の正確性を確保するために、早期の調査票回答の推奨の必要性です。

3ページの4といたしまして、回答の正確性を確保するための方策として、現状としては、思い出す際の手助けとなるように、「生活時間メモ」を配布しています。「生活時間メモ」は、ポケットティッシュ大のメモです。15分単位に記入していただくために、このようなメモを用意しております、それ以外に、電子調査票の「一時保存機能」も使用していただくこともできると思っております。これまででも、その都度、記録していただくための用品や機能を講じております。

更に、令和8年調査では、パソコン版とスマートフォン版の電子調査票の回答データの同期を行えるようにする予定で、これによりまして、例えば出先や外出中はスマートフォンで回答を入力いたしまして、一時保存をする。家に帰ってからは、例えばパソコンで回答の続きを入力することも可能です。出先ではパソコンを操作することはまれですので、スマートフォンで一時入力するということです。

また、前のページの上記の1でお答えしておりますとおり、オンライン回答の実績については、生活時間の指定日の翌日が約33%で、最も高いです。つまり、回答者自身が早期回答を心がけているとも言えると思っております。

私ども総務省統計局といたしましても、回答の正確性を確保するために各種の試みをしているところですが、今回オンライン回答期間を延長することもあり、御指摘を頂

きましたとおり、世帯へ配布する調査書類において、早期回答を推奨する文言を入れることなど、いろいろ検討してまいりたいと思っております。このようなことから、引き続き正確な回答ができるような方策を検討してまいります。

○佐藤部会長 オンライン回答期間の延長についての御説明を頂きまして、ありがとうございます。

すみません、私が見落としておりまして、先ほどの報告者数の変更について、原専門委員と久我委員から御意見がおありになるという挙手がございましたので、いったん戻させていただきます。申し訳ございません。

原専門委員、よろしければ御発言いただけますでしょうか。

○原専門委員 すみません。ありがとうございます。原です。

意見ではなくて質問があるのですが、実は今回のオンライン回答のところとも関連するので、せっかく発言の機会を頂いたので、このまま質問をさせていただきます。

そもそも社会生活基本調査のオンライン回答が始まったのはいつで、オンラインで回答する人の割合が、大体どのくらいで推移してきているのか。実態として数字を教えていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 そうしましたら、これは資料2、審査メモの4ページの上の方に、オンライン回答調査を導入した時期が書いてありますて、平成23年調査からオンライン調査を導入しているところです。

また、オンライン回答の推移については、同じく資料2の5ページの一番下の方ですが、参考といたしまして、オンライン回答率は、平成23年調査は初回でもありましたので、実は数字が取り切れていないのですけれども、平成28年調査、前々回では11.1%、前回の令和3年調査では29.5%です。

○佐藤部会長 原専門委員。

○原専門委員 ありがとうございました。調査票で回答する人と、オンラインで回答する人とで回収率が違うみたいなことがあるのでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 調査員は世帯に紙の調査票とオンラインの回答に当たってのIDなどを記した書類と一緒に配布しております、世帯の方が、オンラインか、あるいは調査票かを選択することになっております。

したがいまして、オンライン回答あるいは調査員回答、それぞれの回収率は少し分かりづらいのですけれども、オンライン回答と紙の調査票の回答という構成比は分かれます。オンライン回答の方は、今、画面でも共有されていますけれども、約3割です。紙の調査票の方は6割強です。

以上です。

○原専門委員 ありがとうございました。また後ほど議論に参加させていただければと思います。

○佐藤部会長 原専門委員、ありがとうございました。

それでは、久我委員、お願ひできますか。

○久我委員 久我です。

先ほどの変更に関しては特に異論がなく、統計精度の維持という観点から合理的だと思っています。

一方でコメントのような感じですけれども、日頃、民間企業で調査などに従事しておりますと、限られたリソースの中での費用対効果は常に問われているところです。

国の統計もコスト増と精度向上の関係という視点は重要なのではないかと思っているのですけれども、今回でいうと、例えば私自身が会社で、このようなことをやりますというと、世帯数增加に伴う調査経費の増加額はどれくらいで、そのコスト増に見合うだけの精度向上が得られるのかどうかは必ず検証させられるものです。

それ以外に、今回オンライン調査の更なる推進やほかの対応策もあると思いますけれども、今後の調査の変更の検証をする上で、是非、費用対効果がどうだったのかという観点も含めて検証していただけたらと思いました。

現状でコストに対して、その精度にどのような効果が得られるのかという見通しがあるのか、あるいは過去の調査変更において、どのような費用対効果の面での検証としてどのようなことが通常行われてきたのか、もしお分かりになる範囲で御回答が頂ければ有り難いです。

すみません、以上、コメントのような質問になってしまいました。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。最後の御質問のこれまでどのようなことをやってきたかは、今、にわかに申し上げることができないので、御容赦いただきたいと思っています。

社会生活基本調査における費用対効果の検証という御質問ですが、今回、調査票に御回答いただく方の人数は変わらず、しかしながら、世帯を通して調査をするわけでして、調査世帯数であるとか、調査地点数、箇所数が増加することによって、実は調査に従事する調査員数が増加をしている。この部分で、コストが前回よりも多くなっていることは事実です。

こことの費用対効果でいいますと、調査票の回収率を上げるために、あるいはオンライン回答率を上げるために、調査票の回収率あるいはオンライン回答率がどのくらい上がったか、上げるために、これからお金をかけなくとも講じるいろいろな策もあろうかと思っておりますので、そうしたものを併せて向上するように、これから努めてまいりますし、事後的にも検証してまいりたいと思っております。

○佐藤部会長 久我委員、よろしいでしょうか。

○久我委員 分かりました。ありがとうございます。是非、今後とも検証をしていただければと思います。

私からは以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

それでは議事を戻しまして、オンライン回答期間延長について、4点の論点がございま

したが、それぞれについて御説明を頂きました。この点につきまして、御質問あるいは御意見がありましたらお願ひいたします。

加藤臨時委員、まずお願ひいたします。

○**加藤臨時委員** 御説明ありがとうございました。オンラインを進めていくことは、何にしても非常に大切なことだと思うのですが、ほかの調査等々を見ても、前回調査は29.5%で、今回調査はどのくらいかはまた別としても、オンラインでの回答率をどこまで高めていけるものなのでしょうか。

特に、このように時間を記録するという非常に大変な調査の場合、オンライン回答をしていくことが非常に役に立つことになっていくのではないかと思うのですが、目標なり、あるいは将来的にこの辺りまでオンラインにしたいというものがあれば、お教えいただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○**奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長** 御質問ありがとうございます。

前回調査が29.5%でしたが、令和8年調査のオンライン回答率は数値で計ることは、なかなか難しいですけれども、そうはいっても、やはり我々の努力目標を定めておくことは、これから地方公共団体の皆様とも調査を実施する上で必要なゴール目標だと思います。そう考えておりまして、オンライン回答率は今回調査では35%を想定しております。

実は令和3年調査のオンライン回答率の目標値を定めるときに、まずは前々回調査の平成28年調査のオンライン回答率をベースにしております。平成28年調査のオンライン回答率が11.1%でした。当初定めた令和3年調査のオンライン目標値が15%です。目標の上昇見込みとしては、約5ポイント弱ぐらいです。したがいまして、今回もまずは前回の29.5%の5ポイントを高めるということです。

加藤臨時委員も御存じのとおり、国勢調査のオンライン回答率もかなり上がっておりますので、1年後である調査、我々も、この勢いに乗りたいと思っておりますし、国勢調査で取り組んだ、いろいろな取組を社会生活基本調査でも実装したいと思っております。

○**佐藤部会長** ありがとうございました。

加藤臨時委員、いかがでしょうか。

○**加藤臨時委員** ありがとうございました。

○**佐藤部会長** ありがとうございます。

それでは、平原専門委員、お願ひします。

○**平原専門委員** 平原です。

前回調査の延長要望を踏まえて、オンライン回答期限を延長することは、全くもって異論はございません。土日を含めることで回答しやすい状況ということは、正におっしゃるところだと思います。

そうした中で、オンライン回答リーフレットの配布がリマインドとして新設されたかと思いますが、これは正に回答率を上げるために大事なことだと思う一方で、御指摘のあった思い出し記入のところが生じ得るかということを感じております。ここのオンライン回答リーフレットの文言で、正確性を確保するといった工夫などは、何か御想定がありま

すでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 このオンライン回答リーフレットの内容は、まだまだ時間がございますので、いろいろ考えたいと思っております。

今回、オンライン回答期限が少し延長されますので、オンライン回答が若干、五月雨、冗長な感じになるかもしれません。そうはいっても、オンライン回答期限の6日後にやらなければいけないということではございません。思い出すことの負担もあるうかと思いまして、可能な限り率先して、指定日が到来して、翌日ぐらいには回答を頂く方が、御負担は少ないという趣旨の文言も織り込んでいきたいと思っています。

○平原専門委員 ありがとうございます。

○佐藤部会長 オンライン回答リーフレット、新設されるものについての御質問でした。まだ御検討の余地はたくさんあると思います。

そのほかに原専門委員と久我委員から。

まず原専門委員、お願いします。

○原専門委員 ありがとうございます。回答期間を延長して、少なくとも土日のどちらかを含めるようにするということに関しては、私も賛成なのですが、やはり回答期間を延長することによって、思い出して答えてもらうことが増えて、回答エラーが発生することは思うのですが。なので、回答期間を延長することのメリットはあると思うのですが、延長することの弊害もあると思うので、その弊害を心配する必要はないのかということは懸念しています。

いろいろ工夫をなさっているという御説明があったのですけれども、このような工夫は、例えば海外の調査で、このように思い出して回答してもらうものに関して、このような工夫をしているとか、どのような工夫をすることで何か効果があるなど海外の好事例があつたら、参考にしたり、導入することを検討したらいいのではないかと思うのです。もし、そのようなことを御存じだったら教えてください。

以上2点です。ありがとうございます。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。回答いたします。

回答期間を延長することによっての回答エラーは想定し得ることでございます。先ほど申しましたとおり、そこで初めて回答をしてくださいというよりは、指定日を超えた後、速やかに回答を頂くことが、回答者の皆さんにとっても負担のないものであることをじみ出すことは、なかなか難しいかもしれませんけれども、そのようなアプローチをしてまいりたいと思っています。回答期間を延長することについての弊害は、この調査が終わりましたときに、また様々な検討、検証をしてまいりたいと思っております。

先ほども、この論点の回答で言いましたけれども、オンライン回答期限が到来してしまうと、全ての回答ができなくなるのではないかと勘違いされる方もいらっしゃるので、オンライン回答期限を少しでも延長して、回答の猶予があることをお伝えすることの効果もあるかと思っております。

御指摘いただいた海外事例の話でございます。にわかに我々は情報を把握しております

んので、この後も世帯の皆様に配布する調査書類において、どのようなことをアピールしていくかということについては、これから、まだまだ検討する時間がございますので、海外事例なども、時間がある限りいろいろ情報収集をしてまいりたいと思っております。

○佐藤部会長 原専門委員、よろしいでしょうか。

○原専門委員 ありがとうございました。事後的にでも影響の検証をしていただけたら、大変有り難く存じます。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

久我委員、お願いします。

○久我委員 久我です。

私も今の原専門委員の観点と同じなのですけれども、回答の正確性、思い出し記入というお言葉が何回も出てきたと思います。何となく、回答日が早い方が正確な回答が得られる感覚はあるのですけれども、実際にこれまで何か分析をしたことなどはあるのでしょうか。もし何か傾向的なものがあれば教えていただきたいのですが、恐らく検証はこれからなのだと思います。

是非、現時点でも、オンライン回答を見ても、翌日から3日間で集中していて、その後は、大分減るという傾向もありますので、後半と前半で少し回答の精度、誤記入と見られるものとか、未記入の部分が多いあるとか、その辺りの違いなど、あとは今回延長したことによって更に伸びていますので、その観点も含めて検証をしていただければと思います。

もし余裕があれば、現時点でもある程度データはあると思いますので、可能な範囲で分析などをしていただければと思います。

以上です。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 承知いたしました。御指摘を頂きありがとうございます。時間のある限り次善の策を講じてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○佐藤部会長 久我委員、ありがとうございました。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 御説明ありがとうございます。

今、久我委員がおっしゃったことにかなり重なるのですが、私も資料2の期間延長が適切であったかについて実施後に検証が必要であるというところに関連しまして、これまで、どのような形の検証をしてきたか、今後どのような検証を計画しているかについてお尋ねしたいと思っております。

先ほど加藤臨時委員の御質問のところでお答えいただいた努力目標との関係では、前回調査と同じく5ポイントぐらい上昇するという、かなり低めの目標を掲げていらっしゃるので、その点も気になりますが、質問としては正確性の検証方法について教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。回答をいたします。

社会生活基本調査のオンライン回答は、政府統計オンライン調査総合窓口、e-Surveyを用いております。政府統計オンライン調査総合窓口に世帯の方に入っていただきまして、御回答いただくということです。この回答が終わりました後に、アンケートを設定することができるような仕様になっておりまして、調査ごとにいろいろなアンケートを策定しております。

したがいまして、私どももこの電子調査票とは別にアンケートを実施する予定です。内容については、これからいろいろと検討するわけですけれども、今、想定しておりますことは、実は電子調査票に回答した日時がログとして記録されておりまして、どのタイミングで調査に回答したかが分かることになっております。ですので、その電子調査票への回答として、例えば、生活時間について正確に回答できたかどうかというような趣旨の設問をアンケートに設けて、オンライン回答日と併せて何日後に回答があった世帯については、正確性が確保されていることや、日数が延びると、正確に回答できなかつたとする割合が高くなるなど、そのような分析をして、次回調査に向けての基礎資料としたいと思っているところです。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

後藤委員、よろしいでしょうか。

○後藤委員 結構です。いろいろな分析をしていただけることを期待しております。よろしくお願ひします。

○佐藤部会長 委員の皆様、ありがとうございました。

ほかにはいらっしゃいませんね。

先ほどの資料2、審査メモの5ページにございますように、エの後半ですけれども、オンライン回答期間の延長について、「現時点ではおおむね適当と考えるが、6日間とした根拠などについて確認する必要がある。そのほか、回答の正確性低下等の可能性を踏まえると、期間延長が適切であったかどうかについて、今回調査の実施後に検証が必要と考える」と審査メモがございまして、本日の審議でも、おおむねこの方向で御意見を頂けたかと思います。

この件につきまして御異論はないようですので、答申案の作成時に検討します。よろしくお願ひします。

続きまして、スマートフォン版電子調査票の改善について御審議をお願いします。

審査メモ6ページでございます。事務局から説明をお願いします。

○小森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の審査メモの6ページの（2）を御覧ください。スマートフォン版電子調査票の改善です。

本調査ではオンライン調査について、前々回の平成28年調査までパソコンのみで回答していましたが、前回の令和3年調査からスマートフォン等からの回答も可能としており、図表4のとおりプルダウン方式で画面設計をしていました。

プルダウン方式を採用した理由としては、開発コストやスケジュールの制約を総合的に勘案した結果と承っておりますが、これについて、前回の令和3年調査において、画面遷

移が多くなり、該当する時間を選択するまで時間を要する、調査票のイメージに沿った操作が行いにくいといった意見も見られたことから、今回は図表5のとおり、調査票のイメージに沿った入力が可能となるよう、タップ方式へと変更することが計画されています。

この変更については、調査票の利便性向上を図るものであるから、おおむね適當と考えていますが、具体的な操作イメージなども持っていただければと思いまして、スマートフォン版電子調査票について、現在の検討状況を調査実施者から説明いただければと考え、このような点について論点を立てております。

事務局からの説明は以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者から説明をお願いします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 資料3の4ページです。論点といたしましては、スマートフォン版電子調査票の改善に係る改善の方向性を含めた現在の検討状況です。

審査メモにも記載のとおり、前回調査における「プルダウン方式」には操作性や視認性の面で課題があることを、令和3年調査において確認しております。令和8年調査では、より直感的な操作が可能な「タップ方式」への変更を予定しております。タップ方式では操作の負担軽減や視覚的にも内容を分かりやすく明示することで、回答者の使いやすさの向上を図ることとしております。

具体的には資料3の別紙、A3の見開き資料を御覧いただきたいと思っております。

まずスマートフォン版電子調査票の調査票Aでございます。生活時間の行動分類について、20分類があらかじめ設定されており、そこを回答していただくための調査票です。

上段が前回令和3年調査のものです。操作方法は、この図の左から右の方に流れていくわけですけれども、まず一番左の図です、①タップと書いています。誠に恐縮ですが、いきさか文字が小さいかもしれません。こちらで開始時刻をタップして、指定していただくということです。

そうしますと、次の図に、②タップと書いています。ここに20分類ある行動の種類が表示されておりまして、そのどれかをタップしていただくということです。

3つ目の図でございまして、こちらは終了時刻を指定していただくということです。③タップと書いてあるものが、終了時刻の指定枠です。今、御覧いただいているようなものです。そこに御自身の該当箇所、終了時刻を④で選択をしていただくということです。

そうしますと、右から2つ目の図の上ですけれども、行動の種類、開始終了時間を自分で指定した形になり、それを確認していただいて、よろしければ、⑤タップ、決定を押していただき、誤りの場合は、削除や、戻るを押していただくということです。

⑤タップで決定していただくと、一番右の図でして、紫色の部分が御自身で指定した開始・終了時刻であり、そして行動の種類ということになるわけです。

これが、使い勝手があまりよろしくなく、我々の課題であると思っておりまして、下段の令和8年調査では、まだまだ開発中、イメージの図であるのですけれども、このようなことを考えております。こちらも操作方法は、この図の左から右に流れていくわけですけ

れども、①タップ、そして②タップ、ここまで上段の令和3年調査と同じです。

しかしながら、3つ目の図から少し変わっております。開始時刻、行動の種類を選択しましたら、一番左の元の画面に戻るということです。吹き出しに書いておりますけれども、点線の枠は、「選択した行動を点滅表示して、選択中であることを示す」と、開始時刻と行動の種類が、ここで見られるということです。

3つ目の図で指定するものは、終了時刻です。③終了時間をタップして、最後に、元の画面に戻り、紫色の部分が指定を完了した箇所ということです。

以上、まず、タップ数が減っていることと、それから画面の遷移が減少していることです。回答に当たりましては、今どこで、自分がどのステージなのかということは、いささか不安になるものがあったりしますけれども、今回の令和8年調査でいえば、2つ違う画面が表示されて、基本的には、常に元の画面、時刻を指定する画面、一番左の画面に戻ることが早く、そこをベースとした画面遷移になっているということです。

次のページは、調査票Bです。調整票Bは、20分類の行動分類を指定しておりませんので、御自身で、例えば睡眠や、朝食というように入力をする違いはあるのですけれども、基本的には今申しました調査票Aの流れと同じです。

以上のことから、オンライン回答を推進したいという我々の気持ち、志がございまして、まだまだ開発途上ですが、より良いものにしてまいりたいと思っております。

○佐藤部会長 ありがとうございました。先ほどの御説明でいうと、スマートフォンとパソコンのデータが同期できるようになるわけですか。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 そうです。おっしゃるとおりでございます。

ちなみに、令和3年調査の際は、初めにパソコンで入力を始めたら、パソコンでずっと入力し続けないといけないということでした。途中でスマートフォンに入力を切り替えることはできなかったということですけれども、今、部会長におっしゃっていただきましたとおり、令和8年調査は同期ができるようになりますなど、工夫をしたいと思っております。

○佐藤部会長 その同期でかなり使いやすくなるのではないかと思いますが、それも含めまして、ただ今の御説明に対して、御質問や御意見があればお願ひします。

平原専門委員、お願ひします。

○平原専門委員 平原です。御説明いただきありがとうございました。

前回調査のプルダウン形式だと、ずっとスクロールしなければいけない状況が非常に大変だったと思いますので、今回の視認性が高まっているところは非常に回答しやすいかと思います。

一方、前回令和3年調査からあまり変わっていないのかもしれないけれど、1日の始まり、ゼロ時から下の24時間までを選んで、縦でスクロールしながら回答するということです。

その場合だと、スマートフォンで回答すると、例えば戻るボタン、ブラウザバックをしてしまったり、ホームボタンを押してしまったりする可能性がなくはないかという形なのですが、そのようなブラウザバック等をしてしまった場合、回答は、もう1回やり直し

になるのでしょうか。

恐らく、一時保存ボタンがあると思いますので、そこに保存されているものについては、ボタンを押せば保存はできると思うのですが、例えば回答画面を間違って消してしまった等の誤操作があったときは、回答日時のログは保存されているというお話もありましたけれど、それは画面上でやり直すことになるでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 回答いたします。今、御指摘のとおりです。

○平原専門委員 ありがとうございます。その場合ですと、やはり一時保存をなるべく小まめに押すといったアナウンスをしていただけだと、回答者には非常にいいかと思います。ありがとうございます。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。おっしゃるとおりですので、そうした策を講じてまいりたいと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

宇南山臨時委員、本日もよろしくお願ひします。

スマートフォン版電子調査票の改善について、ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、こちらのスマートフォン版電子調査票の改善については、特段に御異論もなかったということで御了承いただいたものとして整理します。

続きまして、審査メモですと8ページになります。(3)郵送回答を可能とすること等による回収率の向上について、事務局から御説明をお願いします。

○小森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の審査メモの8ページの(3)を御覧ください。郵送回答を可能とすること等による回収率の向上です。

本調査においては、生活時間の細かな回答を求めるため、調査員による確認、オンライン回答におけるエラーチェックなどを経ないと、集計除外率が高くなることが懸念されたため、これまで原則として郵送回答は認めていませんでした。

しかし、前回調査にあっては、新型コロナの感染状況を踏まえ、調査員による接触が困難な場面も多いということから、東京都や大阪府等、全国ではないのですが、一部の地域についてのみ、調査員による調査票の配布・回収が困難な場合に限って、郵送回答を許容していました。

本件申請では、図表6のとおり、郵送回収を限定的な提出方法として取り扱う位置付けは変えないものの、前回調査同様、オンライン回答を先行し、その後に行う調査員による回収期間を6日間から9日間に延長して、調査員による回収機会を拡大させた上で、これまで未回収となっていた調査期間の最終日になっても回収が見込めない世帯等に対して、限定的になりますが、郵送回答用の封筒を配布し、郵送回答を案内することによって、回収率を向上させることを計画しています。

このように変更する必要性について、調査実施者である統計局は、図表7の生活時間編の行を横に御覧いただきたいのですが、回答されたものの情報が著しく不十分で集計に使

えなかった調査票の割合、ここでは集計除外率と申しますが、提出される調査票について確認できる調査員回収が、この封入提出以外のところなのですが、これが2.9%、エラーチエックなどを組み込むことができるオンライン回答が1.9%となっている一方で、郵送回答、黄色の部分になりますが、6.2%と比較的高い状況にあるため、郵送回答の全面的な導入は困難であるとしつつ、一方で郵送提出を認めないことで一部が未回答となるよりは、一定数の記入不備があったとしても、従前の未回収世帯を対象に郵送回答を可能として、回収率を向上させることで、結果として精度も向上することが期待され、また調査員調査による回収期間を延長し、調査員の訪問可能性を向上させることで、一層の回収率向上を図ることができます。

ただし、調査員による回収について封がされた状態での提出である「封入提出」の場合もあり、この場合は調査員段階での確認を行わないこととされているため、都道府県段階に集約された時点で確認を行うこととなって、生活時間の指定日から相当期間が経過しているため、補正等が難しくなり、集計除外率が高くなるとしています。

事務局としては、調査実施者である統計局の説明について、調査員による回収期間の延長については、確認ができない「封入提出」の懸念はあるのですが、少しでも回収数を増やそうとするものであり、また集計除外率の高い郵送回答の割合を減らすためには、オンライン回答の推奨と並行して、調査員による回収が促進されることが望ましいと考えられるため、おおむね適当と考えております。

ただ、次回調査の改善に当たっては、調査期間の延長の効果を評価する必要があるため、どのような基準で評価されるのか、また郵送回答については、集計除外率の高さなどの懸念を考慮しつつ、回収率の向上との均衡等の中で対応しようとするものであることから、おおむね適当とは考えておるのですが、郵送回答、更には調査全体の集計除外率を低下させるための対応について、どのように考えているのか。このような点について確認する必要があると考えまして、これらの点について論点を立てております。

事務局からの説明は以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者から説明をお願いします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 お答えします。資料3の5ページのところを御覧ください。

論点は2つございましたけれども、1つ目の論点でございます調査期間の延長による効果を評価する基準です。

まず、資料3の2ページの2の(1)で御説明いたしましたとおり、オンライン回答の期間の延長につきましては、地方公共団体や世帯から「回答期間の延長」や「平日は仕事で回答できない世帯が多く、土日を含めてほしい」との要望が多かったことから、少なくとも土日が1日は含まれるように、オンライン回答期間を設定したところです。

令和8年調査実施後に行う実施状況報告というものがございます。この実施状況報告は、実際に調査の最前線の実務を都道府県が担っていただいているわけですけれども、都道府県の調査の総括としての報告で、どのような課題があったかなどについても含めた報告を

していただくことになっておりまして、この実施状況報告における地方からの声を踏まえて評価をしてまいりたいと思っております。

次に調査員による回収期間の延長につきましては、回収率の低下に歯止めをかけるために実施をしているため、各回調査の回収率の時系列推移を見て評価をしたいと考えております。このように、それぞれの策を講じていることは、オンライン回答率を向上させたり、あるいは回収率を低下させない、未回収率を少しでも減らすということですので、何とかここを死守するために、これからも策を講じてまいりたいと思いますし、事後的にもこの推移を検証してみたいと思っております。

論点の2つ目です。調査全体の集計除外率を低下させるための対応です。

回答といたしましては、集計除外率の低いオンライン回答の推進を図ることによりまして、調査全体の集計除外率の低下につなげたいと考えております。

なお、今回、郵送回答を導入することにより、調査全体の集計除外率は上昇する可能性はあるのですけれども、郵送回答を導入しない場合に比べ、集計に用いる調査票枚数は増加することになり、仮に調査全体の集計除外率が上昇していたとしても、結果精度の向上につながると考えております。

これまで調査員が回収に努めて、調査員の任命期間もございますので、ここで調査を終了してしまったと、やめざるを得なかったということとして、これ以降、世帯にとっても調査票の提出のすべがない。調査員としては、調査票を回収する手段がないというか、期間がないということでした。

前回調査までは未回答のままでしたけれど、今回は調査の最終段階で、郵送回答依頼、郵送提出用の封筒を世帯の皆さんに配布することによりまして、最後まで回収率を確保したい、死守したいということです。

以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対して御質問や御意見がありましたらお願ひします。

富田委員、お願ひします。

○富田委員 オンライン回答率の低さについて説明いただきました。回答期間を延長して、回答率の上昇を図るということだったと思います。

まず前提として、オンライン回答の低い方々の属性というか、どのような状況下において、低いのかをまず調べた上で、どうやって回答率を上げるかを検討することの方が効果的だと思うのです。

お伺いしたいことは、例えばオンライン回答の低いグループは、まず念頭に浮かぶのは、例えば60歳以上の年齢の高齢者であるとか、地方において、なかなかオンラインの接続の安定性がないなど、いろいろなことが想定されると思います。

今回の対応を考慮するに当たって、この辺りのことはお調べになつたのでしょうか。お願ひします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございました。令和3年調査のオンライン回答状況を年齢別に我々も分析していて、30歳から39歳の年齢

階級がパソコンを含めると、42%です。30歳から39歳の年代が、オンライン回答が高い年齢層でして、年齢が下がるにつれ、また年齢が上がるにつれて、オンライン回答率が低下するということです。

例えば20歳未満ですと37%ぐらい、50歳から59歳ですと35%、これに対して、60歳以上が少し低い状況になっております。私どもの社会生活基本調査のオンライン回答は、先ほど図でも御覧いただきましたとおり、それほど難しいものでもないのかと思っております。

実は私ども労働力人口統計室のほかの世帯統計調査でもオンライン調査を実施しておりますけれども、調査票の回答自体よりは、ログインしていただくことが、実は少しハードルが高いことを我々は知り得ております。

例えば皆さんも国勢調査で御経験されたと思いますけれども、これまでIDやパスワードを手で入力しなければいけませんでしたが、今回はスマートフォンであれば、写真を撮って、ダイレクトログインと言っていますけれども、自動的に入力画面に遷移することを御経験されたと思います。社会生活基本調査でも同様の措置を講じていきたいと思っております。オンライン回答の中身というよりは、ログインすることの抵抗感というか、ハードルが高いかと思って、そのような措置を講じたいと思っております。

紙の調査票とオンライン調査用IDの書類を同時に渡しますので、どうしても紙の調査票を選択してしまうことが、もしかすると高齢者の方においては割合が高いのかもしれません。先ほど申しておりますとおり、実はオンライン回答でも、それほど難しいものではないと思っておりますので、例えば紙の調査票にも、オンライン回答が簡単・便利ですという趣旨の内容を記載することによって、調査票をお手に取ってしまう方であっても、もう一度オンライン回答に誘導するための様々な工夫をしてまいりたいと思っております。

このようなことから、オンライン回答率が低い高齢者の方などの引上げということを考えております。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

富田委員、よろしいでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。地域差みたいなことはどうですか。一昔前は、地方におけるオンラインの普及度が大分低かったものの、コロナ後に大分格差は縮まっていると理解しておりますが、その辺りはあまり心配しなくてもよろしいでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。回答いたします。

都道府県別にも見ておりまして、令和3年調査の結果では、神奈川県のオンライン回答率が少し高い状況でございます。全国では28.1%（世帯員ベース）ですけれども、神奈川県が高く、37.1%です。

一方で低いのが沖縄県でして、16.9%です。沖縄県のオンライン回答率が少し低いことは、ほかの調査でも類似の傾向がございます。何度か申し上げてますが、この調査は、都道府県の皆様とともに調査を実施するわけですので、都道府県の皆様方への説明の際には、オンライン回答率が高いところも低いところもありますけれども、より低いところは

引き上げるように、我々もいろいろなアプローチをしてまいりたいと思っております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

富田委員、よろしいでしょうか。

○富田委員 どうも御説明ありがとうございます。高齢者等に関してはどうしても心理的に、まずログインのところで、つまずいてしまうというお話がありました。この機会にこのようなものを使って、少しでもオンラインシステムに慣れていただく機会にもなればと願っております。どうぞ寄り添って、新しい御指導を頂くようによろしくお願ひします。ありがとうございます。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

国勢調査でも使った二次元バーコードですね。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 そうですね。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

郵送回答を可能とすること等による回収率の向上についての御意見はございますでしょうか。

久我委員、お願ひします。

○久我委員 久我です。ありがとうございます。

先ほど御説明の途中でこちらの通信環境が悪くなってしまったので、聞き漏らしているかもしれないのですけれども、郵送回答の件に関しましては、異論はございません。

質問なのですが、資料2の審査メモの図表7を見ると、明らかに集計除外率の傾向が見えていて、生活行動編よりも生活時間編で、更に調査員による封入提出や郵送提出で除外率が高い傾向があるのですけれども、この傾向はどのような要因によるもので、どのようなことを分析されているのでしょうか。恐らく調査の内容などで予想がつくところはあるのですけれども、集計除外率を低下させることへの工夫や集計除外率の低下目標みたいなものはあるのでしょうか。

御承知のとおり、集計除外率を下げることによって有効回答率を上げる方法もありますので、その辺りの分析の状況と今後の集計除外率の低下目標や、集計除外率の観点について少し補足をお願いできますでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。
御回答します。

郵送と調査員への提出ですけど、封入提出の集計除外率が高いのは、例えば、このようなことが考えられるかと思っております。まず、逆にオンラインが低いのは、オンライン回答に当たりましては、チェックがかかる、未回答の場合には、最終的にはエラーのメッセージが出て、オンライン回答送信ができないことから、オンライン回答では生活時間などの除外が少ないと想います。

調査員の封入提出以外についても、次いで低い値でございますけれども、プライバシーの内容が大変多い調査票でございますので、調査員の方が、まじまじと見ることではなくて、記入漏れがあるかどうかの最低限の検査は、封入提出されていなければ検査をすることになっております。そこで、記入漏れなどがあれば、世帯の方に追記していただくこと

が可能だということです。このようなことで、オンラインと封入提出以外での調査員への提出は、集計除外率が低くなっています。

一方で、郵送と調査員への封入提出ですけれども、これは資料2の10ページでございます。2行目辺りに書いていますけれども、調査票の確認は、調査員からの提出を受けた後、都道府県への郵送ですとか、封入提出については、調査員が検査することができませんので、少し時間がたった後、都道府県段階で行うことになっております。このタイミングで世帯の方に記入漏れについて照会しても、なかなか埋められないこともあったりすることです。

記憶は定かではないですけれども、人口・社会統計部会での過去の社会生活基本調査でも、やはり記憶の薄れということが、調査票の未回答であったり、集計除外にもつながったりということもありますので、積極的にこの封入ということは、あまり推奨しておらず、過去の人口・社会統計部会においても、基本的には調査票の提出段階、回答段階で、水際で検査をして、記入漏れを検出することが肝要であるという趣旨の御発言も頂いたところです。そのようなことが、この表で表れているような内容になっているのではないかと思っております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

久我委員、よろしいでしょうか。

○久我委員 ありがとうございました。状況がよく分かりました。やはりオンライン回答を進めることは、集計除外率低下にも直結することだと思いますので、引き続き進めていただきたいことと、調査によって生活時間と生活行動でオンラインの除外率も少し違いますので、この辺りも踏まえて、調査の回答の案内であったり、ユーザーインターフェースの工夫であったり、その辺りも引き続きお願いできればと思います。

以上です。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 承知いたしました。ありがとうございます。

○佐藤部会長 オンラインの推進をしつつ、郵送回答を可能にして、回答期間を延長して、回収率を向上させようということなのですが、これについては調査員業務や地方公共団体に御負担をかける部分ですので、東京都で、御意見等がございましたら、是非御発言をお願いしたいと思います。

○川辺東京都総務局統計部人口統計課長 東京都です。よろしくお願いします。

郵送回収に関しては、できるだけ回収手段を広げるという意味では、有効なのではないかと思います。

一方で、やはり後になってから記録を確認することもあって、その正確性という意味で、オンラインでの調査ですとか、あるいは調査員の封入提出以外のものに比べると、若干落ちることは確かなことかと思いますので、その辺りのバランスを取って、今回このような御検討されているのではないかと認識しているところです。

以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。やはり都道府県の御負担については御考慮いただ

いてということです。

それでは、調査員による回収期間の延長、郵送回答を可能にすることにつきましては、特段の御異論はないとは思いますが、事後の検証のことは、やはり残っておりますので、これについても、答申案作成時に検討させていただきます。

それでは、以上で調査期間、調査方法等の変更についての審議を終えましたので、次に、審査メモ11ページ以降の調査事項の変更について審議します。

この項目は2つございまして、（1）現地以外におけるスポーツ観戦の把握、（2）その他です。それぞれ個別に審議します。

それでは、まず審査メモ11ページ、調査事項の変更の（1）過去1年間に行った生活行動のうち、スポーツ観戦に係る調査事項の拡充について、審査メモの説明を事務局からお願いします。

○小森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の審査メモの11ページの（1）を御覧ください。調査票Aに関して、過去1年間に行った生活行動のうち、スポーツ観戦に係る調査事項の拡充を図る変更です。

調査票Aにおいては、調査票Bと同様、指定された2日間の生活時間に関する行動内容のほか、調査票A独自の調査事項として、過去1年間に行った生活行動の年間行動日数についても回答を求めております。

本件申請では、図表8のとおり、その中の「趣味・娯楽」において設けていた「スポーツ観覧・観戦（テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く）」について、「現地でのスポーツ観戦」に改めて、新たに「現地以外でのスポーツ観戦（パブリックビューイング・テレビなど）」を追加することを計画しています。

このように変更する必要性について調査実施者である統計局からは、サッカーやラグビーのワールドカップなど、人気イベントを背景にパブリックビューイングが年々盛り上がりを見せていること、令和2年以降、新型コロナの拡大を契機として、インターネットを利用した直接観戦以外の観戦手段が普及し、新型コロナの5類感染症への移行後も、その傾向が続いていること、これまでのような地上波による限られたスポーツの観戦だけでなく、有料・無料を問わず、配信により、これまで観戦できなかつた競技も含めて幅広く観戦できるようになっていることを踏まえ、現場において、生で見る方法以外のスポーツの観戦の状況を広く把握する必要があるとしています。

事務局としては、今回の変更については、近年のスポーツの観戦方法の多様化へ対応し、実態をより詳細に把握しようとするものであることから、おおむね適当と考えています。

しかし、視聴方法の多様化については、スポーツ観戦に限らないため、他の項目における同様の変更の必要性や、基本的に外出を伴う「パブリックビューイング」と外出を伴わない「テレビ」による視聴とを同一の項目として併存させることに問題がないか等を確認する必要があると考え、論点を3つ立てております。

事務局からの説明は以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者から説明をお願いします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 資料3の6ページを御覧いただきたいと思っております。論点は3つございました。

まず1つ目の論点です。スポーツ観戦のみ項目を追加する理由です。

御回答ですが、スポーツ観戦の項目について、直接観戦以外の項目を新たに設けましたことは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、インターネットなどを利用した直接観戦以外の観戦が普及し、5類感染症移行後も継続していることが背景にございます。

次にスポーツ庁が実施した調査ですけれども、令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」というものがございます。これによりますと、過去1年間にテレビやインターネットを通じたスポーツ観戦をしたことがある人の割合は67.5%と高い水準になっております。

一方で、他の項目、例えば演劇鑑賞などについて申し上げますけれども、こちらは文化庁が実施しているものでして、令和6年度「文化に関する世論調査」がございます。この調査によりますと、過去1年間にテレビやインターネット等で観賞したことのある人の割合は1.8%と低い水準にとどまっております。

このような状況やコロナ収束後の普及状況、報告者の負担を考慮いたしまして、今回はスポーツ観戦に限って、項目の変更を計画しているところです。

論点の2番目です。行動の内容（外出の有無）などによって、異なる「パブリックビューイング」と「テレビ」を同一項目とする理由でした。

回答です。令和8年調査においては、これまで調査しておりました「現地でのスポーツ観戦」の時系列は確保したいと思っております。その上で近年のスポーツ観戦方法の多様化・普及に対応するため、「現地以外でのスポーツ観戦」の種目を新設することを検討した次第です。

外出を伴うか、又は伴わないかという切り口もあるわけです。例えば、次のページ、7ページですけれども、3点ほど考えております。

まず自宅での観戦と友人宅や居酒屋などのテレビ観戦は、いずれも「テレビ観戦」という点では同じですけれども、御指摘の「外出する・しない」という行動は異なることが一つございます。

またこれらの行動について、「外出する・しない」により選択肢を分けるとすると、「自宅でのテレビ観戦」と「友人宅でのテレビ観戦」が別の選択肢ということになりますけれども、「テレビ観戦」という行動は違いがないことが言えると思います。

さらに、電車の中でスマートフォンを用いてスポーツ観戦を行うということもあるかと思思いますけれども、こちらも「外出する・しない」という区分では、「自宅でのテレビ観戦」とは別の区分になるものの、行動の内容としては「自宅でのテレビ観戦」と別の区分にすることがよいか、判断が難しいことが言えると思っています。

このように「テレビ観戦」一つを取っても、行動パターンは多様になってきていると考えております。

ウのところで、また書きがございます。別の視点から考えますと、これまでの野球などのスポーツ中継が日常的にテレビで放送されており、何となく視聴しているという受動的

な視聴の時代とは異なりまして、近年では地上波でのスポーツ中継は少なくなっています。有料のスポーツチャンネルやネット配信が多様化している現状からも、スポーツ観戦したい人は、能動的に積極的な行動でスポーツ観戦を視聴していると考えられます。

このような状況を踏まえまして、「スポーツ観戦に興味があり、積極的に観戦している人の行動を捉える」という意味で、令和8年調査における追加の調査事項としては、「テレビ観戦」も含めた「現地以外でのスポーツ観戦」としたところです。

論点の3点目ですが、こここの枠内の4行目辺りを御覧いただきますと、今回の「趣味・娯楽」の種目を追加することによりまして、「趣味・娯楽」の全体の行動者数・行動者率が上昇し、過去のデータと断層が生じる可能性があるが、そのことへの認識と対応ということです。

回答としましては、「現地以外でのスポーツ観戦」を追加することによりまして、「趣味・娯楽」全体の行動者率が上昇する可能性も考えられることから、現地以外でのスポーツ観戦を含まない令和3年調査ベースの種目での集計も併せて行いまして、時系列の確保ができるよう公表したいと考えている次第です。

○佐藤部会長 御説明ありがとうございました。この追加によって調査票がどのように変わらるかは、資料1-1の9ページで御覧いただければと思います。こここの右側です。変更後、「現地でのスポーツ観戦」と「現地以外でのスポーツ観戦」が追加されている仕様になります。

それでは、この点につきまして御質問や御意見がありましたらお願いします。

それでは、まず宇南山臨時委員、お願いします。

○宇南山臨時委員 宇南山です。よろしくお願いします。遅くなつて申し訳ありませんでした。

ただ今御説明いただいた点についてなのですけれども、これまでの現地でのスポーツ観戦の時系列を維持するという御指摘だったのですけれども、調査票を見る限り、現行の令和3年調査でのスポーツ観戦は、「テレビ・スマートフォン・パソコンなどを除く」という扱いになっていて、この場合、パブリックビューリングを行っていた人が確実に現地にいたのかは、必ずしも明らかではないのではないかということが質問です。むしろパブリックビューリングを現地でのスポーツ観戦に入れた方が、これまでとの継続性が高い可能性はないかということが質問1点目です。

積極的にスポーツ観戦をしている人を把握したいということなのですけれども、現地に出かけるか、出かけないかということは、様々な観点で、例えば、どのような人が社会的なつながりがある、ないなどという観点では関心があるところなのですけれども、スポーツ観戦を積極的に行っていているかどうかを把握することについては、分析上、若しくは政策上のニーズは、何かあるのでしょうか。もしあれば教えていただければと思います。

以上です。

○佐藤部会長 2点についてお願いします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。
御回答いたします。

まず1点目のパブリックビューイングの扱いについて、令和3年調査ではどうだったのかということでございます。令和3年調査では、スポーツ観覧・観戦の中にはパブリックビューイングは含めていないという整理になっております。今回はパブリックビューイングをどこに含めるかということを明確にいたしたいこともありますし、現地以外でのスポーツ観戦のところに、あえて括弧書きでこちらに御回答いただきたいという誘導をしているところです。

後者の方のスポーツ観戦などの政策上のニーズは、今、私どもではニーズ把握はできていないのですけれども、時系列をここ過去何年も継続して実施をしておりますので、様々なニーズがあるのだろうと思っております。

以上です。

○佐藤部会長 宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ただ今の特に2点目なのですけれども、継続的に現地でのスポーツ観戦を取ることは、もしもパブリックビューイングは今まで含まれていないことが共通認識としてあるのであれば、そこを維持することは非常に重要なことだと思うのですが、問題は新しくテレビの中でもスポーツ観戦を言わば特出しすることに実質的にはなろうかと思いますが、その部分についてのニーズは何か把握されているのでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ニーズあるいはその要望は直接なかったのですけれども、先ほど審査官室の方から御説明がありましたとおり、サッカーワールドカップや、ラグビーのワールドカップなどの人気イベントを背景に、パブリックビューイングが年々盛り上がっていることが、一つ言えると思っております。

私が申しましたとおり、コロナ以降でインターネットを利用した観戦の仕方が普及して、しかもそれが5類感染症移行の後も、人気が高いことが言えると思っております。

社会生活基本調査の過去1年間の生活行動を捉える期間が、今申しましたとおり過去1年間ですので、「趣味・娯楽」の回答期間でいえば、令和7年の10月20日から令和8年の1月19日、調査日直前までが回答の期間であるわけです。この期間は、冬季オリンピックやサッカーのFIFAワールドカップなどのイベントが予定されておりまして、パブリックビューイングが、例えば来年の今頃も一定数回答が見込まれることがあると思っております。

もしかすると、隠れたニーズがあるかもしれません。現時点では主立ったニーズは把握できておりませんが、我々が知らないニーズが、今回の調査でいろいろな形で浮き彫りになってくるのではないかと思っております。

○佐藤部会長 宇南山臨時委員、いかがでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。もちろん情報としては、今までより追加になるという観点では決して反対するものではないのですけれども、テレビなどを含んでいることで、解釈が若干難しくなってしまう可能性があるような気がしています。パブリックビューイングが今までには含まれていなかつたし、もしも、これからは把握したいというならば、むしろテレビは除外してもいいような気がしました。

ただ、ここについては、絶対にテレビを含めてはいけないということではないとは思っ

ておりますので、ほかの先生方の御意見も伺いたいと思います。ありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

富田委員、お願ひします。

○富田委員 よろしくお願ひします。

ただ今、宇南山臨時委員が指摘されていました、スポーツを現地で観戦するか、現地以外で観戦するか区別することの政策的な意味を、やはりもう一度改めて再検討といいますか、調べていただければと感じております。

今共有していただいた調査票Aをよく見ておりますと、現行の例でも、青い線で囲まれているところですが、映画鑑賞においても、映画館か映画館以外かという区別を、もう既に令和3年調査の段階でしております。

ですから、このときの調査票作成に立ち返って、一体どうして現地である映画館と映画館以外の区別をしたのか、これはあくまでも娯楽に関わることの積極性を見ているのかどうか、この辺りの背景をもう一度振り返ってはいかがでしょうか。その上で同様に今回スポーツ観戦を現地でするのか、現地以外にするのかということの意味の違い、何を私たちはこれから知ろうとしているか、理解しようとしているか。その背景をきちんと整理していただけたら有り難く思います。

以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

続けまして、加藤臨時委員、お願ひします。まとめて御返事いただく形にしたいと思います。加藤臨時委員、よろしくお願ひします。

○加藤臨時委員 ありがとうございます。

今まで政策ニーズであるとか、どのようにして使うのかという御議論があつて、それも確かに重要なことだとは思うのですが、これはあくまでも調査として、生活時間をどのような形で費やしているのか。これは政策だけではなく、やはり民間でもいろいろな形で使われているので、これを2つに分けることは、現地に行っているのか、行っていないのかが前提となってやっているわけですので、このような時間の使い方を知っていくことは、政策ニーズだけではなくても、民間で様々な形で使うときにも、有用なものではないのかと思っております。

その意味でいうと、私は個人的にはこのような形で2つに分けていくことは適切だと思います。ただ宇南山臨時委員がおっしゃったように、パブリックビューイングをどう見るかは、またいろいろあるかもしれませんけれども、個人的にはそこまで政策ニーズにこだわらなくてもいいのかという気はしております。コメントといいますか、そのことだけを申し上げたいと思いました。

以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者からお願ひします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 いろいろとありがとうございます。回答いたします。

まずパブリックビューリングとは、パブリックビューリングの定義的なものですけれど、これは一般社団法人日本パブリックビューリング協会というものがございます。ここでパブリックビューリングの定義、パブリックビューリングとは何か、ということが定められております。

これによりますと、「制作著作映像等を、ライブ・制作・著作・実施場所以外の遠隔地の公会堂を含めたスタジアムや街頭に設置する一切の役務」と書いています。広義の意味でも、狭義の意味でも、どの辺りまで入るのかですけれども、社会生活基本調査でいうパブリックビューリングの範囲は、例えばサッカーワールドカップのようなスポーツイベントを大型スクリーンやモニターを使用して、公共の場で不特定多数の人々が共に鑑賞するイベントが、我々の中で少しあみ碎いた内容、範囲のものかと思っています。

具体的には、競技をしていないスタジアムもあるわけです。広場、公民館的なものもありますし、例えば高校野球などで、母校において、みんなで応援するというものもあります。

もう少し広げてみると、スポーツバーみたいなものもあったりしまして、そこでファンの皆さんと一緒に優勝を願って、そこでみんなでわいわいとすることもあると思います。もしかすると、この辺りも先ほど申しましたパブリックビューリング協会の定義、街頭に設置する一切の役務などに含まれるのではないかと思っている次第です。

テレビは、御指摘の点は私どもも確かに理解できるのでございますけれども、今のような話ですと、パブリックビューリングは、実は大きなものから小さなものまであったりするのかと思っております。

いずれにしても、スポーツ観戦を積極的な趣味として、あるいは娯楽として捉えている方も、実際には多いわけです。テレビなどでも御覧いただいたら、パブリックビューリングでも相当な人数を動員しているわけです。

そのようなことから考えると、現地だけでスポーツ観戦を捉えることでは、もしかするとスポーツ観戦人口は少し不足で、やはりオールスポーツ観戦人口を捉えるためには、現地以外も捉えるべきではないかと考えております。

例えば現行の映画館での映画鑑賞、映画館以外での映画鑑賞も同じような趣旨で分割していると認識しております。

このようなことから、今回はテレビについても、現地以外として含めるということを考えております。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

「趣味・娯楽」の項目は、日本人の余暇活動が、どこで何を行われているかを明らかにしたいという趣旨で始まった設問ですので、どこで何をということの「どこで」が追加されたと私は考えております。

この政策的ニーズあるいは政策的な意義については、御意見は頂きましたけれども、変更の方向性については御了解いただけたものと認識いたします。頂いた御意見の取扱いについては、答申の作成時に検討したいと思いますので、そのようによろしくお願ひします。

富田委員、加藤臨時委員、まだ御発言は必要でしょうか。

○富田委員 いえ、結構です。

○加藤臨時委員 挙手の取り消し忘れです。失礼しました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審査メモ13ページの調査事項の変更の（2）その他について、事務局から審査メモの説明をお願いします。

○小森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の審査メモの13ページの（2）を御覧ください。その他の調査事項として、回答番号の変更及び世帯員数等の自計化に関する変更です。

1つ目は回答番号の変更です。調査票の新旧を御覧いただきつつ、審査メモの12ページを見ていただいた方が分かりやすいため、別添1 調査票新旧対照表の7ページも御覧ください。

前々回の平成28年調査では過去1年間に行った生活行動の頻度について、「まったくしなかった」から「200日以上」までの回答について、日数の区分ごとに「0から8」の番号を用いていたところ、OCRによる読み取りの際に「0」が「6」と誤認されるケースが約80件発生しました。

このため、前回の令和3年調査から「0」を使用せず、「1から9」の番号に変更しました。そうしたところ、前回の令和3年調査で、この直後に旅行の回数等を把握する「24旅行・行楽」という設問があるのですが、そこにおいて旅行に行かなかった場合は本来「0回」と記入すべきところ、引きずってしまって「1回」と誤記入しているケースが約2,500件発生し、「0」を「6」と誤読する上記アのケースを大きく上回ってしまったことから、令和8年調査から回答に用いる番号を「0から8」に戻すことを計画しております。

次に世帯員数等の自計化です。こちらも調査票の新旧を御覧いただきつつ、審査メモの13ページを見ていただく方が分かりやすいため、別添の1の11ページも御覧ください。

前回の令和3年調査では調査員が世帯に配布する調査票の冊数を把握する際に、調査票を記入しない10歳未満の世帯員数と、1人世帯については単身赴任かその他かについて、調査員が聞き取りを行い把握していました。

しかし、最近のプライバシー意識の高まり等から、調査員が調査世帯から聞き取ることが困難となっていることを踏まえまして、これら世帯員数等について報告者に自ら回答してもらうよう変更します。

今回予定されているこの2つの変更について、回答番号の変更は前回の調査結果を踏まえた誤回答を防止するための変更であること、世帯員数等については、報告者自ら回答してもらうことは、調査員の負担軽減を図る一方で、それに対して報告者負担が過度に増加する内容ではないことから適当であると考え、これらについては特に論点も立てておりません。

事務局からの説明は以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

以上の変更については特に論点はないということでしたが、何か御質問などはございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、変更事項について了承ということで進めさせていただきます。

次です。今回の調査事項につきまして、変更は以上ですが、本調査の調査事項について、何か御意見等はございますでしょうか。

宇南山臨時委員、何かございますでしょうか。

○宇南山臨時委員 宇南山です。質問させていただきたいと思います。

○佐藤部会長 お願いします。

○宇南山臨時委員 5年前に前回の社会生活基本調査の審議をした際に、国際基準を導入するということで、慢性的な病気や長期的な健康問題、日常生活への支障の程度などについて、新たな質問項目を加えたと記憶しております。それらの調査事項について、実施状況や回答の検証状況について、もし何か分かっている点がありましたら、共有いただければと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤部会長 お願いします。

宇南山臨時委員、ありがとうございました。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。
御回答します。

前回調査の経緯なども少し含めて御説明してまいりたいと思っております。今、御紹介いただきましたように、前回の令和3年調査の際に調査事項として、調査票の2ページ目ですが、設問7の慢性的な病気や長期的な健康問題、設問8の日常生活への支障の程度を新規に追加したところです。

本調査事項につきましては、第3期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、障害者統計の充実を図るとされたこと、また平成30年に出されました「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟」、いわゆる「インクルーシブ雇用議連」と言っていますけれども、こちらの提言において障害者と障害のない方との比較を可能とする統計データの整備が求められたところです。このようなことから検討がなされたということです。

検討を行うために、令和元年に内閣府の調査研究事業として、学術経験者、内閣府、厚生労働省、総務省の関係府省等から成る検討チームを発足しまして、障害者統計の充実の検討が始まったわけです。

この検討チームと私ども令和3年社会生活基本調査に関する研究会での議論を踏まえまして、欧州連合の主要先進国における生活時間調査で広く採用されていることなどを踏まえまして、欧州統計局の設問を参考に、設問7の慢性的な病気や長期的な健康問題、設問8の日常生活への支障の程度を令和3年調査の調査事項に追加することにした次第でございます。

調査の結果です。令和3年調査の結果として、例えば日常生活に支障がある方の中で、6か月以上、半年以上継続している人は、これ以外の人に比べまして、1次活動、3次活動の時間が長くなっている。既に御承知のとおり、1次活動は生理的な活動、食事であるとか、睡眠。3次活動は自由活動です。そちらが長くなる一方で、2次活動は義務的活動と言っているのですが、仕事や、学業です。この時間が短くなっているということです。ある意味、それは当然かもしれませんけれども、一般論ではなくて、客観的なデータに基

づいたエビデンスが提供できた。この調査を実施して集計をして、公表したところ、このような効果が得られたと思っております。

本調査事項を令和3年調査から新規に追加することにしたわけです。現時点での政策に活用されているという情報は把握していないのですが、障害者政策の参考とするため、現在、厚生労働省から二次利用申請が来ております。今後活用されるものと承知しております。

一方で、令和3年調査の答申の際に正確な回答を得るため、調査票の修正指示がなされたところです。その修正指示を反映いたしまして、調査事項を実装したわけですけれども、令和3年調査の実施後の回答状況を分析いたしました。

少し紹介してまいりたいと思いますが、まず記入漏れの割合です。設問7の慢性的な病気や長期的な健康問題につきましては、記入漏れの割合は約0.6%ということです。設問8の日常生活への支障の程度につきましては、約0.8%でした。例えば同じ15歳以上の回答項目であるふだんの就業状態の記入漏れは1.1%で、ここと比べましても、低いことが言えると思っています。

また、コールセンターの問合せ件数につきまして、調査票の記入に関する問合せが全部で1,244件ございました。そのうち、本件に対する記入方法の問合せは3件と、大変少なくなっていました。このように記入漏れ、コールセンターの問合せも大変少なくなっていますので、正確な回答が得られていると考えております。

また令和8年調査の調査事項の検討に当たりまして、事前に新たな行政ニーズで必要な調査事項などを発掘するために、各府省と都道府県の政策部局に対して要望把握、ニーズ把握を行ったところです。本調査事項に対する特段の追加・変更の御要望はなかったと承知しております。

先ほど申しましたとおり記入漏れなどの数値は大変低くなっていますので、正確な回答が得られていることを踏まえますと、令和3年調査の調査事項の変更は行わずに、まずは安定的な時系列の確保を行うことが重要であると我々は考えているところです。

以上です。

○佐藤部会長 御説明ありがとうございました。

宇南山臨時委員、いかがでしょうか。

○宇南山臨時委員 調査が非常にうまくいっているということで安心するとともに、重要な意義のある質問になっているのではないかということで、今後の活用に期待したいと思います。御説明ありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

宇南山臨時委員もありがとうございました。

当初は7と8が一つの設問だったのですよね。それで分岐が多くて、恐らく回答者が困るということで、この部会はじめ、5年前からいらっしゃった委員の方たちは覚えていると思いますが、みんなで苦労して7と8に分けて、この白い矢印をとにかくしっかりと入れるといったことをやったことを思い出しておりました。

このフォーマットのまま、今回調査でも使われるということで了承いたしました。あり

がとうございます。

それでは、調査項目については、先ほどの変更、(2)の変更も含めて、特にこれで審議は終わりにします。

続きまして、審査メモの14ページ以降は集計事項の変更でございますが、こちらについて審議します。

この項目は、(1)国際比較に係る集計表の追加、(2)一部の集計表における項目の追加の2項目です。まとめて審議を行います。

それでは、事務局から審査メモの説明をまとめてお願いいいたします。

○小森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の審査メモの14ページの(1)を御覧ください。調査票Bに関連するもので、国際比較に係る集計表の追加です。

調査票Bについては、2日間の生活時間の行動の内容を自由記入で回答してもらうものですが、その理由は集計段階で格付をして集計することで、細かい分類である約90分類で集計するほか、国際比較可能な分類で集計することも可能とするためです。

前回調査までは、把握した行動内容をE Uが策定した49分類に区分されている国際基準H E T U Sに基づき分類し公表していました。

しかし令和4年に国連が世界各国における最小限の統一的な行動分類に絞り込んで25分類とした新たな国際基準M H Iを策定したため、今回調査からはこれまでのH E T U Sに対応した集計表の公表を継続しつつ、M H Iに基づく集計を新たに追加で公表することを計画しています。

しかし、M H Iの分類数自体はH E T U Sより少ないので、M H Iには一部の項目について日本ではそれほど一般的ではない「ジャムを作る」、「チーズを作る」などの自家用製品を作ることも含まれ、当該分類については出現率が低い可能性があり、精度的に十分なサンプルサイズが確保可能か、現時点では明らかではありません。

このため、今回調査においては、参考集計表として公表し、将来的な位置付けについては、その結果を分析して検討することが予定されています。

事務局としては、今回予定されている変更について、国際比較可能性を向上させるという調査票Bの目的に沿った対応であること、精度の観点から令和8年調査については参考集計表として公表するものであり、また将来的な位置付けについては、調査結果を踏まえて検討されるとされていることから、適当であると考え、特に論点も立ててはおりません。

次に、資料2の審査メモの15ページの(2)を御覧ください。幅広い情報の提供及び国際比較可能性の向上のための集計事項の充実です。

図表9を御覧ください。幅広い情報の提供を図るため、①でございますが、調査票Aについて、生活行動と「ふだんの健康状態」の地域別の集計に「10歳以上」を集計対象に追加して、新たに過去1年間の生活行動（例えばスポーツ、ボランティアを行っていた等）、普通の健康状態（良い、普通等）をクロスさせた都道府県別の10歳以上の行動者数などが分かるようにするという変更と、次に②ですが、調査票Bについて、生活時間に係る集計に「この日の行動の種類」を集計区分に追加し、この日の行動の種類（仕事のある日、テ

レワーク等) 別の行動平均時間が分かるようにします。

また、国際比較可能性の向上のため、③ですが、調査票Aについて、「雇用されている人」を集計対象とした生活時間に係る集計に「教育」を集計区分に追加して、新たに雇用されている者(正規職員、アルバイト等)の別に、最終卒業学校(高校、大学等)の別の行動者平均時間が分かるようにします。

それとともに④ですが、調査票BについてHETUSに基づく生活時間に係る集計に、「雇用形態」を集計区分に追加して、雇用されている者(正規職員、アルバイト等)の別に、HETUSに基づく行動分類別の行動者平均時間が分かるようにします。

今回予定されている変更については、提供する情報を増やし、また、国際比較可能性を向上させるものであることから適当と考えております、これらについては特に論点も立てておりません。

事務局からの説明は以上です。

○佐藤部会長 御説明ありがとうございました。

いずれの変更についても特に論点は設けられておりませんでしたが、ただ今の説明について何か御質問などはありますでしょうか。

資料1-1でいいますと、10ページと11ページになります。よろしいでしょうか。

それでは、集計事項の変更については特に御異論もないということでよろしいでしょうか。

富田委員、御発言をお願いします。

○富田委員 意見ではございません。

私はただ国際統計に携わっていたことから、国際基準は非常に細分化され過ぎて、あまり汎用性がないという国際的な批判がここ数年高まっていたことを知っています。そのようなことから、このMHI、最小限の統一的な分類として、今、国連の方もこれを積極的にプロモーションしているという背景がございます。

それに呼応した形で、今回日本もMHIに即した行動分類ということでまとめるということで、大変適切ではないかと思います。コメントです。

以上です。

○佐藤部会長 貴重な情報提供をありがとうございました。

MHIは25分類で、HETUSの49分類よりは、かなり半分近くの粒度になるわけですが、それでも、こちらのニーズが高いということが今、提供されましたので、こちらで参考資料として、また集計をしていただけるということです。

それでは、御了承いただけたということで整理をします。

それでは、今回の変更申請について、一通り審議が終わりましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

各審議事項の取りまとめについては、それぞれのところで行っておりますので、繰り返しませんが、本日の審議を受けて、今後答申案を作成し、これを確認いただくことが必要となります。

ただ、既に答申の方向性につきましては、審議の中で共有させていただいているように

認識しております。ですので、次回部会について、今回同様、実開催して答申文案をその場で確認いただくか、メールのやり取りによる書面開催とするかについては、私と事務局で相談し、改めて御連絡させていただきますので、少しお時間を頂きたく存じます。

また本日の審議結果につきましては、今月下旬に開催予定の統計委員会にて、私から報告させていただきます。

それでは、事務局からの御連絡をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 御審議ありがとうございました。

今、部会長からお話がありましたとおり、次回の部会の開催方法については改めて御連絡しますが、仮に実開催となる場合は、12月2日火曜日の10時から、この庁舎のここ6階の特別会議室とWebの併用方式で行います。

最後に、本日の議事録については、後日、事務局で作成次第、別途メールで御照会しますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の部会は終了とします。様々な視点から活発な御審議をいただきまして、感謝申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いします。本日はありがとうございました。